

## 北上市北上駅東口交流広場規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北上市北上駅東口交流広場条例（令和5年北上市条例第23号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により、北上駅東口交流広場（以下「広場」という。）の使用の許可又は使用の変更の許可を受けようとする者は、北上駅東口交流広場使用（使用変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、広場を使用しようとする日の6月前から使用日前日までに行わなければならない。ただし、市長が広場の管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 広場の使用期間は、同一使用者において、引き続き7日を超えることができない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用の許可及び不許可)

第3条 市長は、広場の使用又は使用の変更を許可したときは、北上駅東口交流広場使用（使用変更）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。ただし、許可しないときは、申請をした者にその旨を通知する。

(使用料の減免申請等)

第4条 使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその理由を記載しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、許可書にその旨を記載するものとする。

(使用料の還付)

第5条 条例第10条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 条例第6条第4号又は第5号により使用の許可を取り消したとき 全額

(2) 使用の前日までに使用の中止を申し出て、相当の理由があると認めるとき  
100分の50

(使用の指示等)

第6条 広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、広場の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用を終了したとき又は使用の中止を命ぜられたときは、係員の点検を受けなければならない。

3 使用者は、係員が管理上の必要により、使用中に広場の施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(指定管理者の業務)

第7条 条例第18条第5号に定める業務は、広場の管理に関し市長が定めるものとする。

2 条例第15条第1項の規定により広場の管理を指定管理者に行わせるときは、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

北上市長（指定管理者）様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

北上駅東口交流広場使用（使用変更）申請書

次のとおり、北上駅東口交流広場の使用（使用変更）を申請します。

使用目的 （変更理由）	
使用日時	
使用区分	
使用料 （利用料金）	
添付書類	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに相違ありません。
摘要	

次の理由により使用料（利用料金）を減免願います。

使用料（利用料金） 減免理由	
-------------------	--

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

北上市長  
（指定管理者）

印  
印

北上駅東口交流広場使用（使用変更）許可書

次のとおり、北上駅東口交流広場施設の使用（使用変更）を許可します。

使用目的 （変更理由）			
使用日時			
使用料		内訳	
使用料（利用料金） 減免理由			
摘 要			